

三島市バス停オーナー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三島市が運行する自主運行バスのバス停について、民間企業等との協働の手法を用いてバス停の命名を行い、地域とともに公共交通を守り育てていくことを目指すことにより、事業の安定的な運営と持続可能な公共交通事業を構築することを目的とする。

(対象)

第2条 バス停オーナー(以下「オーナー」という。)は、三島市自主運行バス路線沿線周辺で営む医療施設、商業施設、金融機関等市民の利便が図られると思われる事業者で、次の各号のいずれにも該当しないものを対象とする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動等に関わるもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
 - (5) その他市長が、オーナーとして不適格と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、オーナーになることができないこととする。
- (1) 希望するバス停から半径50メートル程度以内に事業者の事業所、施設等がない。
 - (2) 希望するバス停に既にオーナーがいる。
 - (3) 希望するバス停に別の事業者から既に申込みがある。

(協力金の額等)

第3条 オーナーは、協力金としてバス停1カ所につき、年額100,000円を市に納付するものとする。

- 2 前項の協力金は、一括して納付するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 納付された協力金は、返還しない。ただし、オーナーとなったバス停に係る路線が廃止されたときその他市長が相当な理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還するものとする。

(オーナーの申込み)

第4条 オーナーとなることを希望する事業者は、三島市バス停オーナー事業申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(オーナーの決定)

第5条 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、これを審査の上、その結

果を三島市バス停オーナー事業認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（オーナーの広告）

第6条 市は、オーナーに対し次の事項を行う。

- （1） オーナーの名称を入れたバス停を作成し設置することとし、適正に管理する。
- （2） 市が発行する、時刻表や路線図、チラシ等にオーナーの名前を掲出する。
- （3） 市のホームページにオーナーを紹介する。
- （4） バス車内放送においてバス停の名称等をアナウンスする。

（契約の期間）

第7条 契約は、原則として、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、双方疑義が生じない場合は、1年間延長し以後同様とする。

2 契約内容に疑義が生じた場合は、契約満了の6か月前までに申し出るものとする。

（協議）

第8条 この要綱に定めのない事項は、双方協議の上決定するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。